

# 平成24年4月「こども園ひがしどおり」が開園します

◆村内すべての幼児施設（保育所・幼稚園・児童館）が平成24年3月31日で廃止になります。かわって、村では東通村乳幼児センター（現在建設中）を東通小・中学校のとなりに設置します。

◆社会福祉法人 清隆厚生会（理事長：坂崎隆浩氏）は、東通村乳幼児センターを使用して、平成24年4月1日より認定こども園「こども園ひがしどおり」を運営する予定です。

「こども園ひがしどおり」は、保育所と幼稚園機能を併せもった施設ですので、どうぞご利用ください。

また、現在「こども園ひがしどおり」入園の受付を行なっておりますので、入園をご希望される方は、下記まで申し込み下さい。

### <入園受付・問い合わせ先>

こども園ひがしどおり開設準備事務所（東通村体育館3階）

電話：27-2261、27-2263

### ◎認定こども園とは・・・

①就学前の子どもに幼児教育・保育を提供します。

（保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行ないます）

②地域において子育て支援を行ないます。

（すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や親子の集いの場の提供など行ないます）

③利用手続きは、保護者と園との直接契約になります。

（村が行なってきた、入園申し込みや保育料の決定は園で行ない、保育料は直接園に納めます）

※問い合わせ先：東通村教育委員会 電話：27-2111

あなたも参加 わたしもやります “交通安全”

## 平成23年 県内の交通事故概況

青森県交通対策協議会 平成23年11月30日現在

	11月中	11月末累計	死者の 状態 シートベルト	飲酒運転による死者	6人 (+4)
発生	457件 (-80)	4,889件 (-348)		高齢者の死者 (65歳以上の人)	22人 (-23)
死者	2人 (-5)	45人 (-17)		自動車乗車中の死者	20人 (±0)
傷者	580人 (-61)	6,057人 (-365)		非着用死者	8人 (-1)
				着用していれば助かったと思われる人	5人 (+2)

※( )内は対前年比です。また、速報値のため後日変更することがあります。

毎月1日は「県民交通安全の日」・15日は「高齢者交通安全の日」

## 青森県交通事故相談所のご案内

突然、交通事故に遭うと、何をどうしたらよいのか戸惑うのは当然です。交通事故でお困りのときは、お気軽に県の交通事故相談所へご相談ください。

青森県交通事故相談所では

- ・どんな賠償請求ができるのか？
- ・損害賠償の額はどれぐらいか？
- ・賠償金の支払いはどうしたらよいか？
- ・示談の仕方は？
- ・損害保険会社との交渉はどうしたらよいか？

など、専門相談員が相談に応じています。

- ◆相談は、無料です。個人の秘密は厳守します。
  - ◆面接相談、電話相談のほか、ファックスや手紙での相談にも対応します。
  - ◆相談される方は、次のことをあらかじめ確認して来られると、相談が進めやすくなります。
- ①事故の日時・場所
  - ②事故の状況
  - ③けがの程度と入院院の状況
  - ④被害者・加害者の住所、氏名、年齢、職業
  - ⑤自動車の持ち主と自賠責保険及び任意保険の会社名
  - ⑥交通事故証明書（写し）
  - ⑦事故に関する通知文書など相談の参考になるもの



相談場所	電話	相談日	相談時間
〒030-8570 青森市長島1-1-1 青森県庁 北棟 1階 青森県交通事故相談所	017-734-9235 (FAX兼用)	月曜日～金曜日 【土日、祝祭日、 12月29日～ 1月3日除く】	8:30～17:15 ※面接相談は、 事前に電話 予約してく ださい。

移動相談

- 交通事故相談所（青森市）へお出でになれない方のために、弘前市、八戸市、五所川原市、十和田市、むつ市の5市へ相談員が出向いて相談を受けることができます。
- 平成23年度は、弘前市・八戸市は月2回、五所川原市・十和田市・むつ市は月1回の予定で、弘前市は弘前市民生活センター、他の4市は各市役所市民相談室で実施します。
- 移動相談を希望する方は、事前に電話で交通事故相談所へ日時等を予約してください。